

昭和六十三年通商産業省令第八十号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則を次のように制定する。

（用語）

この省令において使用する用語は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第一条 この省令において使用する用語は、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 法第三条第二項の経済産業省令で定める数量は、輸入量及び輸出量のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）第一条7に規定する算定値とする。

（規制年度）

法第四条第一項の経済産業省令で定める期間は、次のとおりとする。

- 一 議定書附属書AのグループI 平成元年七月一日以降平成三年六月三十日以前については毎年の七月一日から翌年の六月三十日までの期間と、平成三年七月一日以降平成四年十一月三十一日以前については該期間と、平成五年一月一日以降については毎年の一月一日から十二月三十一日までの期間とする。
- 二 議定書附属書AのグループII 平成四年以降の毎年の一月一日から十二月三十一日までの期間とする。
- 三 議定書附属書BのグループI 平成五年以降の毎年の一月一日から十二月三十一日までの期間とする。
- 四 議定書附属書BのグループII 平成七年以降の毎年の一月一日から十二月三十一日までの期間とする。
- 五 議定書附属書CのグループI 及び議定書附属書CのグループII 平成八年以降の毎年の一月一日から十二月三十一日までの期間とする。
- 六 議定書附属書EのグループI 平成七年三月二十日以降平成七年十二月三十一日以前については該期間と、平成八年一月一日以降については毎年の一月一日から十二月三十一日までの期間とする。
- 七 議定書附属書FのグループI 及びグループII 平成三十一年以降の毎年の一月一日から十二月三十一日までの期間とする。

（製造数量の許可申請）

第四条 法第四条第二項第六号の経済産業省令で定める事項は、議定書第五条1の規定の適用を受ける議定書の締約国の基礎的な国内需要を満たすための製造を行おうとする者にあつては、当該製造の数量とする。

法第四条第二項の規定により同条第一項の許可の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 申請の日の属する月の前々月までの一年間（経済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間）の特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類
- 二 申請の日の属する月の前々月までの一年間（絏済産業大臣が別に告示する場合にあつては、当該告示に定める期間）の特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類
- 三 当該規制年度に係る特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類
- 四 第一項に規定する者にあつては、同項の数量の特定物質の製造を同項に規定する製造として行うことを証明する書類

第五条 法第四条第三項の規定により特定物質等の製造数量の届出をしようとする者は、同条第二項の経済産業大臣が告示する期間内に、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出の確認の申請）

第六条 法第五条の確認を受けようとする者は、様式第三による申請書に、当該申請に係る数量の特定物質等が当該規制年度において当該申請に係る仕向地に輸出されたこと又は輸出されることが確実であることを証明する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（輸出用製造数量の指定の変更の申請）

第七条 法第五条第三項の規定により同条第一項の輸出用製造数量の指定の変更を申請しようとする者は、様式第四による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類
- 二 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類
- 三 当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類
- 四 その他経済産業大臣が告示する書類

（許可製造数量の増加の許可の申請）

第八条 法第八条第一項の規定により同項の許可製造数量の増加の許可を申請をしようとする者は、様式第五による申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類
- 二 当該規制年度のうち申請の日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類
- 三 当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類
- 四 その他経済産業大臣が告示する書類

法第八条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、当該規制年度のうち申請日の属する月の前々月までの特定物質等の製造数量及び輸出数量の実績とする。

(許可製造者の変更の届出)

第九条 法第九条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第六による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第十条 法第九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第七による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該規制年度のうち届出日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量の実績を記載した書類

二 当該規制年度のうち届出日の属する月の前々月までの特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量及び国内出荷単価の実績を記載した書類

三 当該規制年度に係る変更後の特定物質等の製造計画、輸出計画並びに国内出荷量及び国内出荷単価の計画を記載した書類

(破棄されたことの確認)

第十一条 法第十二条第一項の規定による確認を受けようとする者は、様式第八による申請書に様式第八の一による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(原料としての使用の確認)

第十二条 法第十二条の規定による確認を受けようとする者は、様式第九による申請書に様式第九の二による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定用途としての使用の確認)

第十三条 法第十三条の規定による確認を受けようとする者は、様式第十による申請書に様式第十の二による証明書を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(確認製造者の変更の届出)

第十条の五 法第十四条の規定による届出をしようとする者は、様式第十一による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(承継の届出)

第十四条 法第十五条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第十二による届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第十五条第一項の規定により特定物質等の製造の事業の全部の譲受けによつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した者にあつては、様式第十三による書面及び当該譲受けの事実を証する書類

二 法第十五条第一項の規定により相続によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した相続人であつて、二人以上の相続人の全員の同意により事業を継続すべき相続人として選定されたものにあつては、様式第十四による書面及び当該相続人の戸籍謄本

三 法第十五条第一項の規定により相続によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した相続人であつて、前号に規定する相続人以外のものにあつては、様式第十五による書面及び当該相続人の戸籍謄本

四 法第十五条第一項の規定により合併によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

五 法第十五条第一項の規定により分割によつて許可製造者又は確認製造者の地位を承継した法人にあつては、様式第十六による書面及び当該法人の登記事項証明書
(許可製造数量の減少の処分の要件)

第十二条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める要件は、許可製造者の特定物質等の製造能力によつては当該規制年度内に当該規制年度に係る許可製造数量の全量を製造することができないことが確実となつた場合とする。

(特定物質等の輸出に関する届出)

第十二条の二 法第十七条の規定による届出をしようとする者は、毎規制年度経過後三月以内に様式第十七による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第十三条 法第二十四条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定物質等の種類別及び月別の国内出荷量
- 二 特定物質等の種類別の国内出荷量
- 三 特定物質等の種類別及び月別の月末在庫量
- 四 特定物質等を製造するための原料の月別の仕入量並びに月別及び特定物質等製造設備別の使用量
- 五 特定物質等の種類別及び月別の仕入量
- 六 特定物質等を仕入れる許可製造者にあつては、特定物質等の種類別及び月別の輸入量
- 七 特定物質等の自家消費を行う許可製造者にあつては、特定物質等の種類別、用途別及び月別の自家消費量

法第二十四条第一項の規定による帳簿の記載は、特定物質等の種類別及び月別の製造量並びに種類別、仕向地別及び月別の輸出量が明らかになるようにしなければならない。

法第二十四条第一項の帳簿は、事業所ごとに備え、毎月末までに、前月中における同項に規定する事項についての記載を終了しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第十三条の二 法第二十四条第一項に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて同条第一項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(報告)

第十四条 許可製造者及び確認製造者は、毎規制年度経過後三月以内に、様式第十八による報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。
(身分証明書)

第十五条 経済産業大臣がその職員に携帯させる法第二十六条第二項の証明書は、様式第十九によるものとする。

(意見の聴取)

第十六条 法第二十八条第一項の意見の聴取は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一條第二項に規定する審理員が議長として主宰する意見聴取会によつて行う。

2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の十五日前までに、件名、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の要旨を審査請求人に通知し、かつ、告示しなければならない。

3 利害関係人又はその代理人として意見聴取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを説明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会への出席を求めることができる。

6 意見聴取会においては、審査請求人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

7 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

8 意見聴取会において審査請求人又はその代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつて前項の規定による陳述に代えることができる。

9 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。

10 意見聴取会においては、最初に審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。

11 意見聴取会において審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

12 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

13 意見聴取会において審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。

14 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

15 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

16 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

17 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

18 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

19 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

20 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

21 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

22 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

23 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

24 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

25 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

26 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

27 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

28 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

29 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

30 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

31 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

32 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

33 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

34 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

35 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

36 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

37 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

38 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

39 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

40 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

41 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

42 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

43 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

44 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

45 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

46 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

47 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

48 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

49 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

50 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(光ディスクによる手続)

第十七条 次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスク及び様式第二十の光ディスク提出票を提出することにより行うことができる。

一 第四条第二項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

二 第五条に規定する届出書

三 第六条に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

四 第七条に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

五 第八条第一項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

六 第九条に規定する届出書

七 第十条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類

八 第十一条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類

九 第十二条の二に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

十 第十三条に規定する届出書

十一 第十四条に規定する届出書及び同項の規定による添付書類

十二 第十五条の二に規定する報告書

十三 第十六条に規定する報告書

(光ディスクの構造)

第十八条 前条の光ディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一 産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）X〇六〇六及びX六二一又はX〇六〇六及びX六二八三に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

二 日本産業規格X〇六〇九又はX〇六一及X六二四八又はX六二四九に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

(電子情報処理組織による申請等の指定)

第十九条 この省令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条、第二十一条及び第二十二条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（経済産業省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行わせることができる申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。）は、次の各号に掲げる書類（第二十条、第二十一条及び第二十二条において「申請書等」という。）の提出とする。

一 第四条第二項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類

- 三二
五六
八
九
十
十一
十二
十三
- 第五条に規定する届出書
第六条に規定する申請書及び同条の規定による添付書類
第七条に規定する申請書及び同条の規定による添付書類
第八条第一項に規定する申請書及び同項の規定による添付書類
第九条に規定する届出書
第十条に規定する届出書及び同条の規定による添付書類
第十一条に規定する申請書及び同条の規定による添付書類
第十二条に規定する申請書及び証明書
第十条の三に規定する申請書及び同項の規定による添付書類
第十条の四に規定する届出書
第十一条に規定する届出書及び同条の規定による添付書類
第十二条の二に規定する報告書
第十四条に規定する報告書
- (事前届出)
- 第二十条** 前条の規定に基づき申請書等を提出しようとする者は、様式第二十一による電子情報処理組織使用届出書を経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。
経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に識別符号を付与するものとする。
第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、様式第二十二によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 3 2
第一項の規定による届出をした者は、電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十三によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
5 経済産業大臣は、第一項の規定による届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。
(申請書等の提出の入力事項等)
- 第二十一条** 電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者は、当該申請書等の提出を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力しなければならない。
(申請書等の提出において名称を明らかにする措置)
- 第二十二条** 申請書等の提出においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六項に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して申請書等を提出しようとする者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。
- 附 則**
- この省令は、法附則第一条第一項第二号に定める日から施行する。
- 附 則** (平成元年六月一五日通商産業省令第三九号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成元年一二月一四日通商産業省令第九五号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成三年三月三〇日通商産業省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成三年五月一一日通商産業省令第二八号)
この省令は、法附則第一条第一項第三号に定める日（平成三年七月一日）から施行する。
- 附 則** (平成三年一二月二七日通商産業省令第八七号)
この省令は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。
- 附 則** (平成四年一二月二五日通商産業省令第七九号)
この省令は、平成五年一月一日から施行する。ただし、第三条第三号の規定は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成六年一月一日通商産業省令第六五号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成六年九月三〇日通商産業省令第六六号)
この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
- (施行期日)
- この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。

(附則) (平成七年三月一七日通商産業省令第一六号)

(施行期日)
第一条 この省令は、平成七年三月二十日から施行する。

(令附則第三条の届出)

第二条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成六年政令第四百七号。以下「令」という。）附則第三条第一項の規定による届出をしようとする者は、平成七年三月三十一日までに様式第二十による報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 2 令附則第三条第二項第一号の規定による届出をしようとする者は、平成八年三月三十一日までに様式第二十による報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 3 令附則第三条第二項第二号の規定による届出をしようとする者は、平成七年四月三十日までに様式第二十一による報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

附則 (平成九年三月一七日通商産業省令第三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄

第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附則 (平成一一年一月一〇日通商産業省令第三五一号)

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、様式第一から様式第二十二まで及び様式三十五の改正規定（「通商産業大臣」を「経済産業大臣」に改める改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

附則 (平成一三年三月二九日経済産業省令第九九号) 抄

(施行期日)
1 この省令は、商法等の一部を改正する法律及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附則 (平成一三年一二月一七日経済産業省令第二二三号)

この省令は、平成十三年十二月二十八日から施行する。ただし、第二十条の次に一条を加える改正規定（第二十一条第五項第二号に係る部分に限る。）は、平成十四年三月一日から施行する。

附則 (平成一四年一二月六日経済産業省令第一一八号)

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附則 (平成一五年二月三日経済産業省令第九九号)

この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行の日（平成十五年二月三日）から施行する。

附則 (平成一七年三月四日経済産業省令第一四号)

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則 (平成一八年三月二九日経済産業省令第四三号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年八月二一日経済産業省令第五一号)

この省令は、平成二十九年十月十五日に採択されたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の改正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四条第二項及び第十七条から第二十二条まで並びに様式第一、様式第八、様式第九及び様式第二十一から様式第二十三までの改正規定は公布の日から施行する。

附則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則 (令和元年一二月一三日経済産業省令第四九号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則 (令和二年九月一一月一一日経済産業省令第七三号)

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

附則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九〇号)

(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

様式第1 (第4条関係)

特定物質等製造数量許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第4条第1項の許可を受けたい
ので、同条第2項の規定により、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 特定物質等製造予定数量(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごと
に合計したもの。単位：キログラム)
- 2 製造の場所
- 3 貯蔵の場所
- 4 製造設備の構造(別添図面のとおり)
- 5 製造設備の一規制年度当たりの最大製造能力
- 6 特定物質等輸出予定数量(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごと
に合計したもの。単位：キログラム) 及びその仕向地
- 7 議定書第5条1の規定の適用を受ける議定書の締約国の基礎的な国内需要を満たす
ための製造の数量(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計
したもの。単位：キログラム)

備考

- 1 法第4条第1項の許可の判定の参考となるべき書類を添付することができる。
- 2 2から5までについては、製造設備ごとに記載すること。
- 3 6については、仕向地の国別又は地域別にその特定物質等輸出予定数量
を記載すること。
- 4 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 6 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第2 (第5条関係)

特定物質等製造数量届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第4条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 特定物質等の種類
- 2 製造予定数量(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位:グラム)
- 3 製造の場所
- 4 貯蔵の場所
- 5 月別の製造予定量

種類	年月	年月	年月	年月	年月	年月
	g	g	g	g	g	g

年月	年月	年月	年月	年月	年月	合計
g	g	g	g	g	g	g

6 前規制年度における月別の製造量の実績

種類	年月	年月	年月	年月	年月	年月
	g	g	g	g	g	g

年月	年月	年月	年月	年月	年月	合計
g	g	g	g	g	g	g

備考

- 1 特定物質等の種類ごとに作成すること。
- 2 6については、届出の日の属する月の前月分までを記載すること。
- 3 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第3 (第6条関係)

特定物質等輸出確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第5条の確認を受けたいので、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 特定物質等の種類
- 2 輸出（予定）数量（法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計した。単位：キログラム）及びその仕向地
- 3 輸出（予定）年月日

備考

- 1 申請書は、特定物質等の種類ごとに作成すること。
- 2 2については、仕向地の国別又は地域別にその輸出（予定）数量を記載すること。
- 3 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 5 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第4 (第7条関係)

特定物質等輸出用製造数量指定変更申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第5条第3項の輸出用製造数量の指定の変更を受けたいので、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 変更しようとする特定物質等輸出用製造数量(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム)
- 2 当該規制年度の特定物質等輸出予定数量(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム) 及びその仕向地
- 3 当該規制年度のうち申請日の属する月の前々月までの特定物質等の製造数量並びに輸出数量の実績(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム) 及びその仕向地

備考

- 1 法第5条第3項の指定の変更の判定の参考となるべき書類を添付することができる。
- 2 2については、当該規制年度の既輸出数量を含むものとすること。
- 3 3の輸出数量の実績については、仕向地の国別又は地域別にその輸出数量の実績を記載すること。
- 4 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 6 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第5 (第8条関係)

特定物質等許可製造数量増加許可申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏
名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第8条第1項の増加の許可を受けたいので、同項の規定により、別添書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 増加しようとする特定物質等許可製造数量(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム)
- 2 当該規制年度の特定物質等輸出予定数量(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム) 及びその仕向地
- 3 当該規制年度のうち申請日の属する月の前々月までの特定物質等の製造数量並びに輸出数量の実績(法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム) 及びその仕向地

備考

- 1 法第8条第1項の増加の許可又は減少の指定の判定の参考となるべき書類を添付することができる。
- 2 2については、当該規制年度の既輸出数量を含むものとすること。
- 3 3の輸出数量の実績については、仕向地の国別又は地域別にその輸出数量の実績を記載すること。
- 4 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 6 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第6 (第9条関係)

特定物質等製造数量許可に関する変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏
名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更の年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第7 (第10条関係)

特定物質等製造予定数量減少届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第9条第2項の規定により、変更後の特定物質等製造予定数量（法第2条第4項の規定の例により算定した数量を種類ごとに合計したもの。単位：キログラム）を、別添書類を添えて、次のとおり届け出ます。

備考

- 1 変更後の特定物質等製造予定数量については、当該規制年度の既製造数量を含むものとすること。
- 2 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第8（第10条の2関係）

破壊された特定物質等の製造確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第11条第1項の確
認を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 破壊を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表
者者の氏名
- 2 破壊された特定物質等の種類及び数量
- 3 破壊に係る設備の場所
- 4 破壊された年月日
- 5 破壊に用いた技術又は装置
- 6 製造しようとする特定物質等の種類及び数量
- 7 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所

備考

- 1 様式第8の2「特定物質等の破壊数量の証明書」を添付すること。
- 2 数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入するこ
と。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

破壊されることが確実である場合について、この様式による要領で作成す
る場合にあつては、破壊された場合に係る相当用語を破壊されることが確実
である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

様式第8の2 (第10条の2関係)

特定物質等の破壊数量の証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第11条第1項の経済産業省令、環境省令で定める基準に従い破壊された数量を別紙のとおり証明します。

備考

- 1 数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
- 2 別紙は、別紙1に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

破壊されたことが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、破壊された場合に係る相当用語を破壊されたことが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

別紙

- 1 破壊を行つた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 破壊に係る設備の場所
- 3 破壊に用いた技術又は装置
- 4 破壊に係る設備並びに当該設備の処理能力及び構造
- 5 破壊された特定物質等の種類及び数量並びに破壊された特定物質等の種類及び数量の計測の方法及び計測の時期
- 6 破壊された特定物質等の種類及び数量の計測を行つた機器の校正の時期
- 7 破壊された特定物質等の入荷年月日、入荷数量及び入荷元
- 8 破壊された年月日
- 9 破壊時の破壊効率

様式第9（第10条の3関係）

原料として使用された特定物質等の製造確認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第12条第1項の確認を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 原料として使用した者の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 原料として使用した特定物質等の種類及び数量
- 3 使用に係る反応生成物の種類ごとの数量
- 4 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 5 使用した年月日
- 6 製造しようとする特定物質等の製造及び貯蔵の場所
- 7 副生成物として議定書附属書FのグループIIに属する物質が生じる場合にあつては、当該物質の破壊を行う者の氏名（法人にあつては、その名称及び当該法人の代表者の氏名）及び住所並びに破壊方法

備考

- 1 様式第9の2「特定物質等の原料使用の証明書」を添付すること。
- 2 数量の単位はkgとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、原料として使用された場合に係る相当用語を原料として使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

様式第9の2 (第10条の3関係)

特定物質等の原料使用の証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等が原料として使用されたことを別紙のとおり証明します。

備考

- 1 数量の単位はキログラムとし、小数点第一位を四捨五入して記入すること。
- 2 別紙は、別紙1に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあつては、原料として使用された場合に係る相当用語を原料として使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

別紙

- 1 原料として使用した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 3 使用に係る設備機能及び構造
- 4 使用した特定物質等の種類及び使用した年月日
- 5 使用した特定物質等の入荷年月日、入荷数量及び入荷元
- 6 使用に係る反応生成物の種類ごとの数量及びその化学反応式
- 7 使用に係る反応の収率及び未反応の特定物質等がある場合には除害装置等により当該特定物質等を除害した除害率
- 8 原料として使用した特定物質等の数量及び未反応の特定物質等にあつてはその数量

様式第10（第10条の4関係）

特定用途として使用された法第13条第1項の政令で定める特定物質等の製造
確認申請書

年　月　日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第13条第1項の確
認を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

- 1 特定用途として使用された法第13条第1項の政令で定める特定物質等
の種類及び数量
- 2 製造しようとする法第13条第1項の政令で定める特定物質等の製造及
び貯蔵の場所
- 3 副生成物として議定書附属書FのグループIIに属する物質が生じる場合
にあつては、当該物質の破壊を行う者の氏名（法人にあつては、その名称及
び当該法人の代表者の氏名）及び住所並びに破壊方法

備考

- 1 様式第10の2による証明書その他の法第13条第1項の政令で定め
る特定物質等の特定用途としての使用に係る証明書を添付すること。
- 2 数量の単位はキログラムとし、小数点第1位を四捨五入して記入するこ
と。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成す
る場合にあつては、特定用途として使用された場合に係る相当用語を使用さ
れることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

様式第10の2 (第10条の4関係)

法第13条第1項の政令で定める特定物質等の
特定用途としての使用に係る証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

法第13条第1項の政令で定める特定物質等が特定用途に使用されたことを
別紙のとおり証明します。

備考

- 1 数量の単位はキログラムとし、小数点第1位を四捨五入して記入すること。
- 2 別紙は、別紙1. に記載される者ごとにそれぞれ作成し、その同意書を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 4 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

使用されることが確実である場合について、この様式による要領で作成する場合にあっては、特定用途として使用された場合に係る相当用語を特定用途として使用されることが確実である場合に係る相当用語に書き換えるものとすること。

別紙

- 1 特定用途として使用した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 使用に係る設備及び貯蔵の場所
- 3 使用に係る設備の機能及び構造
- 4 使用した法第13条第1項の政令で定める特定物質等の種類
- 5 使用した法第13条第1項の政令で定める特定物質等の入荷年月日、入荷数種及び入荷元
- 6 特定用途として使用した法第13条第1項の政令で定める特定物質等の数量

様式第11（第10条の5関係）

特定物質等の確認に関する変更届出書

年　月　日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第14条の規定により、

第11条第2項第1号・第4号

第12条第2項第1号・第4号の事項の変更につき、次のとおり届け出ます。

第13条第2項第1号・第4号

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更の年月日

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第12（第11条関係）

特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）地位承継届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第15条第2項の規定により、別添書類を添えて、次のとおり届け出ます。

- 1 承継の原因
- 2 被承継者の氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- 3 被承継者の住所

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第13（第11条関係）

特定物質等製造事業譲渡証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

譲渡人 氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

譲受人 氏名又は名称及び法事にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

次のとおり特定物質等製造事業の全部の譲渡がありましたことを証明します。

- 1 当該特定物質等製造事業の概要
- 2 譲渡契約成立の年月日
- 3 譲渡の年月日

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第14（第11条関係）

特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）相続同意証明書

年 月 日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名

住所

次のとおり特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考

- 1 証明書は、特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）の地位を継承する者として選定された者以外の相続人全員が記名すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第15（第11条関係）

特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）相続証明書

年　月　日

経済産業大臣 殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号
氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

次のとおり特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 特定物質等許可製造者（特定物質等確認製造者）の地位を承継した者の氏名及び住所
- 3 相続開始の年月日

備考

- 1 証明者は、2人以上とすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第16（第11条関係）

特定物質等製造事業承継証明書

年　月　日

経済産業大臣 殿

被承継者　名称及び代表者の氏名

住所

法人番号

承継者　名称及び代表者の氏名

住所

法人番号

次のとおり分割によって特定物質等製造事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 当該特定物質等製造事業の概要

2 承継の年月日

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第17 (第12条の2関係)

特定物質等輸出数量届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第17条の規定により、次の
とおり届け出ます。

1 特定物質の輸出数量等

物質名	仕向地	船積月日	未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別	船積数量 (kg)	含有量 (kg)	ODP 換算数量 (kg)
				合計	合計	合計

2 特定物質代替物質の輸出数量等

物質名	仕向地	船積月日	未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別	船積数量 (kg)	含有量 (kg)	GWP 換算数量 (kg)
				合計	合計	合計

備考

- 含有量の欄には、混合物にあつては、当該混合物中の特定物質等の数量を、その他の貨物にあつては、船積数量を記載すること。
- 1の特定物質の輸出数量等の記入の際には、特定物質ごとに整理し、物質別のODP換算数量（法第2条第4項の規定の例により算定したもの。）の合計量を表中に記入すること。また、同一特定物質内においては、仕向地ごとに整理し、仕向地別のODP換算数量の合計量を表中に記載すること。さらに、同一仕向地

内においては、船積み月日順に記載し、月別のODP換算数量の合計を表中に記載すること。さらに、同一船積み月日内においては、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとに整理し、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとのODP換算数量の合計量を表中に記載すること。

- 3 2の特定物質代替物質の輸出数量等の記入の際には、特定物質代替物質ごとに整理し、物質別のGWP換算数量（法第2条第4項の規定の例により算定したもの。）の合計量を表中に記入すること。また、同一特定物質内においては、仕向地ごとに整理し、仕向地別のGWP換算数量の合計量を表中に記載すること。さらに、同一仕向地内においては、船積み月日順に記載し、月別のGWP換算数量の合計を表中に記載すること。さらに、同一船積み月日内においては、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとに整理し、未使用のもの、使用済みのもの、再利用されるもの又は再生されたものの別ごとのGWP換算数量の合計量を表中に記載すること。
- 4 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 5 船積数量、含有量、ODP又はGWP換算数量については、合計量もあわせて記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 7 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第18 (第14条関係)

特定物質等製造等実績報告書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の製造量、輸出量、国内出荷量及び国内出荷単価の実績を次のとおり報告します。

1 製造量の実績

種類	年月	年月	年月	年月
	kg	kg	kg	kg

年月	年月	年月	年月	年月
kg	kg	kg	kg	kg

年月	年月	年月	合計	O D P 又はG W P 換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

2 輸出量の実績

仕向地の地域名又は国名

種類	年月	年月	年月	年月
	kg	kg	kg	kg

年月	年月	年月	年月	年月
kg	kg	kg	kg	kg

年月	年月	年月	合計	O D P 又はG W P 換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

3 国内出荷量の実績

種類	年月	年月	年月	年月
	kg	kg	kg	kg

年月	年月	年月	年月	年月

kg	kg	kg	kg	kg
----	----	----	----	----

年　月	年　月	年　月	合　計	O D P 又はG W P 換算合計
kg	kg	kg	kg	kg

4 附属書CのグループIに属する特定物質又は附属書Fに掲げる特定物質代替物質の製造の際に、附属書FのグループIIに属する特定物質代替物質が発生した場合には、当該物質の発生した数量の実績

種　類	年　月	年　月	年　月	年　月
	kg	kg	kg	kg

年　月	年　月	年　月	年　月	年　月
kg	kg	kg	kg	kg

年　月	年　月	年　月	合　計	G W P 換算合 計
kg	kg	kg	kg	kg

5 4に報告した特定物質代替物質の数量のうち、破壊した数量の実績

種　類	年　月	年　月	年　月	年　月
	kg	kg	kg	kg

年　月	年　月	年　月	年　月	年　月
kg	kg	kg	kg	kg

年　月	年　月	年　月	合　計	G W P 換算合 計
kg	kg	kg	kg	kg

6 5に報告した特定物質代替物質の破壊を行った設備の機能及び構造

7 国内出荷単価の実績

種　類	年　月	年　月	年　月	年　月
	円	円	円	円

年　月	年　月	年　月	年　月	年　月
円	円	円	円	円

年　月	年　月	年　月	平　均
円	円	円	円

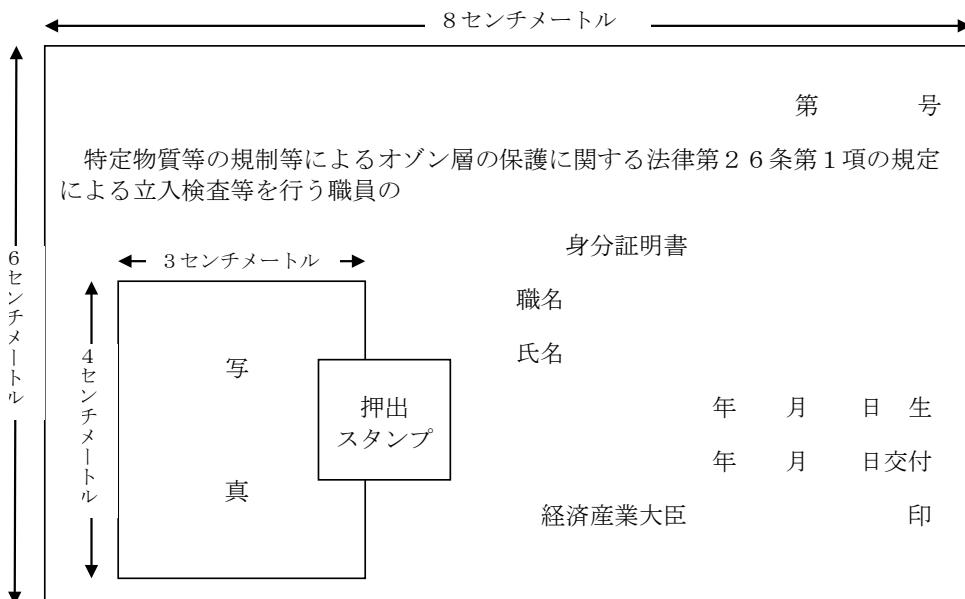
(注) 各月の国内出荷単価の平均を記載すること。

備考

- 1 特定物質等の種類ごとに作成すること。
- 2 小数点第一位を四捨五入して記載すること。
- 3 2については、仕向地の国別又は地域別に記載すること。
- 4 4については、許可製造業者にあつては附属書CのグループIに属する特定物質又は附属書Fに掲げる特定物質代替物質の製造の際に、附属書FのグループIIに属する特定物質代替物質が発生した数量の実績を記入すること。また、確認製造業者にあつては同様に発生した数量の実績がある場合には、発生した数量の実績を記入すること。なお、記入の際には施設ごとの内訳を記載すること。
- 5 5については、許可製造業者にあつては4に記載した数量のうち破壊した数量の実績を記入すること。また、確認製造業者にあつては4に記載した数量のうち破壊した数量の実績がある場合には、破壊した数量の実績を記入すること。なお、記入の際には施設ごとの内訳を記載すること。
- 6 7について、特定物質等を含む混合物である場合は、その混合物ごとに記入すること。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 8 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第19(第15条関係)

(表面)



(裏面)

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律抜粋

第26条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

四 第26条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本状の罰金刑を科する。

様式第20 (第17条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

光ディスク提出票

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行規則第17条の規定による提出に記載すべきこととされている事項を記録した光ディスクを以下のとおり提出いたします。

- 1 光ディスクに記録された事項
- 2 光ディスクと併せて提出される書類

作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ール ア ド レ ス	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「光ディスクに記録された事項」の欄には、光ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の光ディスクを提出するときは、光ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 3 「光ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該提出の際に本票に添付されている光ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 4 該当事項がない欄は、省略すること。
- 5 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第21 (第20条第1項関係)

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第1項の規定に基づき、同規則第19条第1号から同条第13号までに掲げる申請書等に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

暗証符号 (ふりがな)										
事業者の名称										
事業者の所在地	〒									
担当者	部 署 (ふりがな)									
	氏 名									
	電 話 番 号									
	メールアドレス									

- 備考 1 暗証符号の欄には、暗証符号として用いる9桁のアラビア数字の組み合わせを記入すること。
 2 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第22 (第20条第3項関係)

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前
変更後

作成担当者連絡先

識別符号	
(ふりがな) 事業者の名称	
事業者の所在地	〒
担当者	部 署
	(ふりがな) 氏 名
	電 話 番 号
	メールアドレス

- 備考 1 識別符号の欄には、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第2項に基づき経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
 2 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。

様式第23 (第20条第3項関係)

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び法人にあつては、その
代表者の氏名
住所
法人番号

特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第3項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号 ()

作成担当者連絡先

(ふりがな) 事業者の名称		
事業者の所在地		〒
担 当 者	部 署	
	(ふりがな) 氏 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

- 備考 1 識別符号の欄には、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護の関する法律施行規則第20条第2項に基づき経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
 2 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 3 法人番号の指定を受けた者は、13桁の法人番号を記載すること。